

2020年3月3日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

新型コロナウイルス感染症にかかる要請

感染症拡大防止と安全・安心の確立、仕事と生活を守るために

全国労働組合総連合



新型コロナウイルス感染症の発症が各地で確認され、市中での感染拡大の防止に、官民をあげて尽全力を挙げるべき局面に入った。同時に、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止、学校等の休校を契機に、景気の急激な冷え込みと雇用情勢の悪化に備えるべき状況となっている。

政府は、国民、事業者、労働者への自己防衛を呼びかけるだけでなく、感染症予防と雇用・景気について、国としての積極的な対策を打ち出し、速やかに実行すべきである。

については、以下の課題の検討と対策の実施を求める。法改正が必要なものもあるが、幸い、今は国会会期中であり、予算案を審議中である。雇用保険法案や労働基準法案も準備されていることから、大胆かつ速やかな対策を求める。

1. 予算の確保

国会で審議中の予算案では想定されていなかった、感染症拡大防止対策、雇用対策、景気対策等が必要となっている。今年度予備費の2700億円では足りないことは明らかである。予算案を組み替え、不要不急の予算措置は削り、大規模な対策の財源を確保すること。

2. 感染症拡大防止と安全・安心の確保

(1)検査体制の拡充（検査実施施設と検査可能件数の引き上げ）を行い、検査対象を広げること。検査キットの開発・生産を早急に行うこと。

(2)感染症の拡大状況を把握するため、無保険の人を含め、国内に居住・在留しているすべての人が、本人負担なしの検査と治療を受けられるようにすること。実施にあたっては、医療機関への丁寧な情報提供はもとより、受診方法について、マスコミの協力も得つつ、国民への周知をはかること。

(3)医療機関ではマスクや消毒液、その他必要な物資が入手しにくいと言われる。災害対策等の備蓄物資の提供をすると同時に、関係業界団体への生産増強、流通確保の要請を再度行うこと。流通経路をチェックし、買い占め行為をなくすこと。誤った情報の拡散による物資不足も起きていることから、正確な情報を隨時、発表すること。

(4)感染症対応の病床を確保すること。その際、他の病気の治療に必要な病床を減らさず、病床拡大の措置をとること。治療体制確保のため、大学や公立・公的病院をはじめ、協力する民間医療機関や自治体への財政支援を行うこと。

(5)ワクチンの開発・生産を早急に行うこと。

(6)公立・公的病院の再編統合の方針はただちに撤回すること。保健所を増やし、保健師を含む職員を正規で確保し、機能を強化すること。今回の初動の失敗をふまえ、感染症対策を専門に担う疾病管理予防センターを創設すること。

3. 雇用等の維持と生活保障

(1) 労働者が休みやすい環境整備について

1)学校閉鎖の影響、さらには感染症拡大にともなう学童保育、保育所、介護施設等の閉鎖等といった事態に対処するため、保護者・介護者が仕事を休まざるをえない状況に対応した有給の特例休暇制度を設け、助成を行うこと。3月2日に発表された新制度は、子どもの対象年齢が小学校等に限定されているが、中学校まで広げ、手当の上限額が低すぎるので、雇用保険の基本手当の引き上げとあわせて、改善すること。この臨時措置の手続きにあたっては、事業主に有給特別休暇制度などの整備を要件づけることなく、職場における弾力的な運用でよいものとすること。また書類作成などの手続きを簡便なものとすること。

2)企業に対し、業務の改善や有給の病気休暇の整備、育児介護休暇の取得促進など、労働者が休みやすい環境整備を行うよう、指導しつつ、有給の病気休暇の義務化をはかること（労働基準法改正）。休暇制度は正規・非正規の違いなく、取得できるものとし、3日の付与を目標とすること（健康保険の傷病手当の待機期間の無給状態を防ぐ）。その際、有給病気休暇の普及を後押しするため、感染症拡大をおさえるべき期間（数週間）に限り、病気休暇への助成を行うこと（雇用保険二事業から雇用調整助成金と似た仕組みで行う）。

また、育児・介護の休暇・休業制度についても改正を行うこと。具体的には、子の看護休暇の対象となる子の年齢要件¹の引上げと日数の上乗せ、介護休業、介護休暇の日数の上乗せ、そして各制度への休業補償を行い、国としても休業補償に関する助成措置をとること。

国家公務員、地方公務員においては、民間に先んじて、非常勤・臨時職員の有給病気休暇を、正規職員と同様に適用するよう、規則改正をすること（人事院規則改正等）。

(2) 休業の対応に関して

- 1)都道府県知事による就業制限のない中の休業命令にもかかわらず、賃金全額の補償（民法536条）
- 2) どころか、休業手当（最低6割：労働基準法26条）すら支払われないなどの労働相談が寄せられている。賃金請求権の原則と労働基準法の休業手当の趣旨の周知と労働相談への迅速な対応、使用者への是正指導を行うこと。その際、雇用調整助成金の特例措置の要件を緩和し、適用対象を広げたうえで、事業主への周知をはかること。
- 2)低賃金の労働者からは6割の最低保障では生活できないとの切実な声が寄せられている。低賃金層については、最低基準の割合を6割よりも引き上げる改善を検討すること（労働基準法改正）。
- 3)学校等の閉鎖においては、正規職員だけでなく、非常勤・臨時職員に対しても有給の特別休暇を付与するよう、自治体に制度整備を促すとともに、その財源については、自治体の財政状況をふまえて国庫から補填すること。

(3) リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用について

- 1)インバウンド関連事業を中心に、受注減少や先行き見通しの厳しさを理由とした解雇、雇止め、委託契約の解除などが起きている。体力のある企業が、新型コロナウイルスを口実に雇用削減や契約打ち切り、下請け企業への負担押し付けをすることがないよう、指導すること。
- 2)雇用調整助成金の特例措置が適用される対象を、現行の「日中間の人の往来の急減により影響を受け

¹ 子の看護休暇は、対象となる子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までで、日数は1人につき年5日。介護休暇の日数は年5日。介護休業の日数は年93日。いずれも育児介護休業法。

る事業主」に加え、「中国での生産減少や感染予防対策による事業中止等の影響を直接・間接に受ける事業主」とすること。中小企業に対する助成率を改善し給与全額の補償を可能とすること（現在は2/3の助成）。あわせて、緊急事態における臨時の措置として、「同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象」との要件を緩和し、全労働者を適用対象とすること。

3) 雇用調整助成金の要件のさらなる緩和に加え、同様の制度枠組みで委託契約の解除防止と休業補償となる特別助成措置を実施すること。雇用保険適用事業主との間で、継続的な委託契約を結び就業しているフリーランスについても臨時の休業補償を支給すること。手続きとしては、雇用調整助成金の枠組みを援用し、財源は、労働保険特別会計に別枠をつくり、国庫負担金の投入でまかなうこと。それらの措置を周知しつつ、事業主に対して安易な委託切りなどのリストラを行わないよう、要請すること。

（4）感染拡大防止として推奨されている「働き方」について

- 1) テレワークについては、導入の際、8時間労働制の原則にのっとった運用を行うよう、指導すること。安易な裁量労働制の導入は行わないよう、法令に定められた手続きや要件を周知すること。要件を欠いた違法なみなし労働時間制度の下での割増賃金未払いや、恒常的にみなし労働時間を超える裁量労働制の場合の制度見直し等の是正指導を強化すること。
- 2) 時差出勤のためにフレックスタイム制を導入する場合も、法令に定められた手続きや要件（精算期間における総労働時間を超えた場合の割増賃金支払い義務等）を周知すること。

（5）傷病手当金について

- 1) 健康保険の傷病手当の要件を改正すること。有給病気休暇が普及しないなかで待機期間3日間は長いので、短縮すること（有給病気休暇が義務化された後、休暇の付与日数と整合させる）。
- 2) 健康保険に本人が未加入の場合でも、傷病手当金が支給されるよう、制度改正を行うこと（国民健康保険に傷病手当金の制度を創設し、雇用類似の働き方の場合にも支給する。健康保険第3号被保険者にも傷病手当金を支給するなど）。

（6）失業対策について

- 1) 政府が提出している「雇用保険法等の一部を改正する法律案」は、雇用情勢が良好な時を想定したものであり、情勢に合わない。高齢者雇用安定法等も含めた一括法案とされているが、各法案を分離し、雇用保険法案についても単独で審議すること。
- 2) 景気後退による失業増に備えるため、以下の点について、雇用保険法の改正を行うこと。
 - ・ 労働保険特別会計雇用勘定の備えとして、国庫負担を本則に戻すこと（現行制度と同様、法案では本来の国庫負担金を1/10に減らしている）。
 - ・ 自己都合退職の際の給付制限期間を退縮すること（3月→1か月。厚生労働省雇用保険部会報告は2か月）。
 - ・ 給付日額の改善と、（情勢にあわせて）給付日数の延長を行うこと。

4. 中小企業支援

- 1) 中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、貸出金利の引き下げを行うこと。また、借り手である中小企業の求めに応じ、金融機関は返済猶予や金利減免などの融資条件変更に応じるものとすること（金融円滑化法）。

- 2) 業況の悪化が顕著な業種については、信用保証協会の一般保証とは別枠での無担保の保証が受けられるようになります。また、保証料の一部を自治体が負担する都道府県の制度融資の改善を行うこと。
- 3) 中小企業にとって、昨年10月からの消費税増税は、価格転嫁ができないことなどから、重い負担となっている。消費税を5%に減税すること。また、納税時の期限延長などの弾力的な運用を行うこと。

以上